運営方針	①事業者は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。 ②指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。 ③指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」といいます。）との密接な連携に努めるものとします。 ④前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」といいます。）及び青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年青森市条例第 75 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。

（３）営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日 営業時間	月曜日から金曜日までとする。8/13～8/15、12/30～1/3 を除く 午前 9 時から午後 6 時
サービス提供日 及び サービス提供時間	年中無休、24 時間

（４）事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 １名